

◆ 中国地方における給油所の分布（各県版） ◆

SS過疎地の分布

- 中国地方の107市町村のうち、「SS過疎地」は16町村が該当（平成31年3月31日時点）。そのすべてがいわゆる「平成の合併」の時期に合併をしなかった町村

【当局の分析①】：平成の合併前の市町村区域で給油所数が3か所以下となる区域を分析

- 平成の合併前の市町村区域単位でみた場合に、給油所数が少なく、住民生活に影響が生じる懸念がある地域が存在する可能性
- 一方で、資源エネルギー庁が所管する給油所維持の取組等に係る補助事業（注1）には、過疎法（注2）に基づく過疎地域（注3）も対象にするものも存在することから、平成の合併前の市町村区域で給油所数が3か所以下となる区域を各県別に分析
⇒ **過半数の区域（175/318）が給油所数が3か所以下となる区域に該当**

【当局の分析②】：平成の合併前の市町村区域で給油所数が3か所以下で、かつ、過疎法に基づく過疎地域に該当する区域を分析

- 平成の合併前の市町村区域単位でみた場合に給油所数が3か所以下の区域であり、かつ、過疎法に基づく過疎地域に該当する区域では、過疎化・高齢化の進行、ガソリン等の販売量の減少や後継者不足等により、給油所の経営維持が困難となっていることが推測され、給油所過疎対策を検討する必要性が高い区域であると考えられることから、分析①に加え、過疎地域にも該当する区域を各県別に分析
⇒ **4割以上の区域（130/318）が給油所数が3か所以下で、かつ、過疎法に基づく過疎地域に該当する区域に該当**

○ 中国5県のSS過疎地の分布

鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	計
4/19市町村 (21.1%)	2/19市町村 (10.5%)	5/27市町村 (18.5%)	2/23市町 (8.7%)	3/19市町 (15.8%)	16/107市町村 (15.0%)

○ 平成の合併以前の市町村区域で、給油所数が3か所以下となる区域

鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	計
26/39区域 (66.7%)	31/59区域 (52.5%)	46/78区域 (59.0%)	43/86区域 (50.0%)	29/56区域 (51.8%)	175/318区域 (55.0%)

- (注) 1 2019年度過疎地等における石油製品の流通体制整備補助金。補助の対象となる「給油所所在地」として、SS過疎地のほか、過疎地域も対象
2 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）
3 過疎地域は、過疎法に基づく人口及び財政力の該当要件により、全域を指定されている市町村のほか、新市町村において、合併前に過疎地域であった区域のみを指定されている市町村等

○ 平成の合併以前の市町村区域で、給油所数が3か所以下でかつ、過疎法に基づく過疎地域に該当する区域

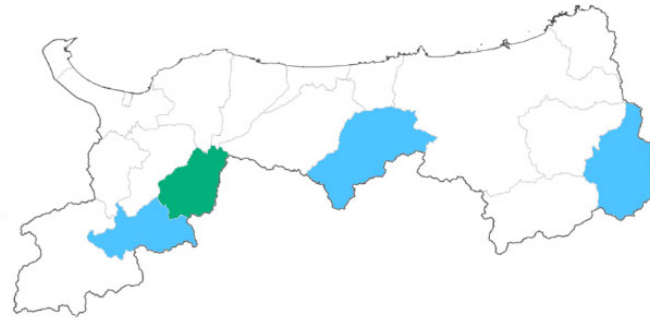
鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	計
12/39区域 (30.8%)	25/59区域 (42.4%)	37/78区域 (47.4%)	36/86区域 (41.9%)	20/56区域 (35.7%)	130/318区域 (40.9%)

各県別の分析結果の地図は次ページ以降を参照

鳥取県における給油所の分布状況

SS過疎地の分布

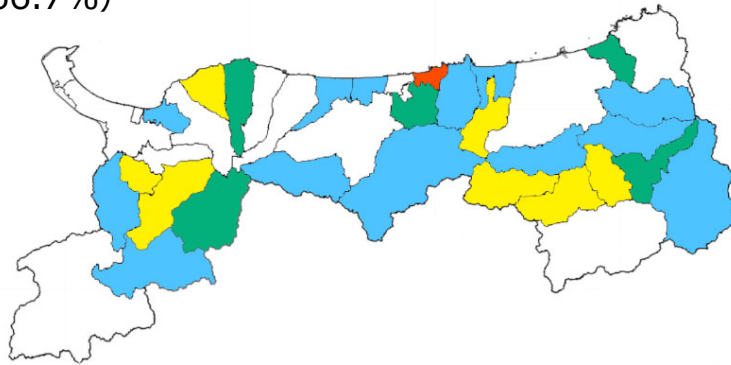
- 鳥取県の19市町村のうち4町が「SS過疎地」に該当
(平成31年3月31日時点)



給油所数	該当市町村
0か所	なし
1か所	なし
2か所	1 (江府町)
3か所	3 (若桜町、三朝町、日野町)

当局分析①

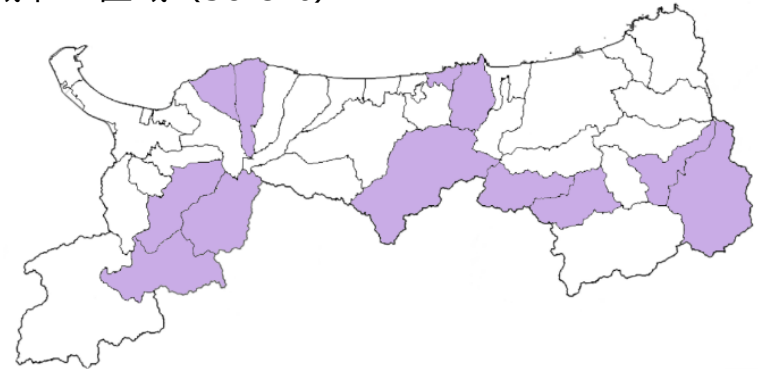
- 鳥取県において、平成の合併前の市町村区域で給油所数が3か所以下となる区域に該当するのは、39区域中26区域 (66.7%)



給油所数	該当区域 (平成の合併前の市町村名)
0か所	1 (泊村)
1か所	7 (用瀬町、佐治村、鹿野町、船岡町、名和町、会見町、溝口町)
2か所	5 (福部村、八東町、東郷町、中山町、江府町)
3か所	13 (国府町、河原町、気高町、青谷町、淀江町、関金町、郡家町、北条町、大栄町、西伯町、若桜町、三朝町、日野町)

当局分析②

- 鳥取県において、平成の合併以前の市町村区域で給油所数が3か所以下かつ、過疎去に基づき過疎地域に該当する区域に該当するのは、39区域中12区域 (30.8%)



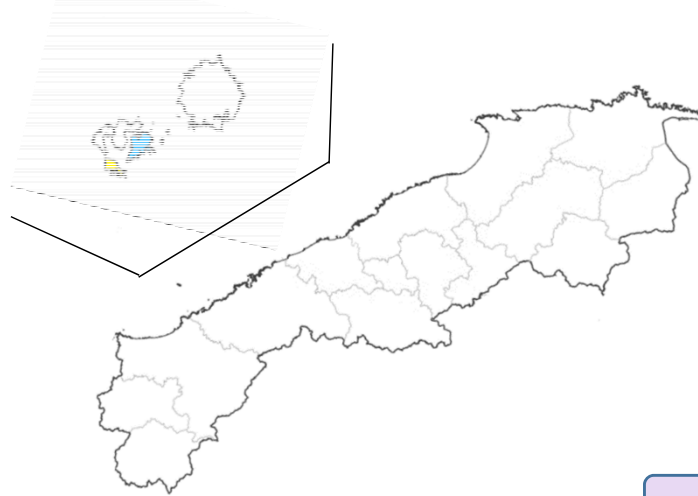
該当区域	該当区域 (平成の合併前の市町村名)
-	12 (用瀬町、佐治村、青谷町、若桜町、八東町、三朝町、泊村、名和町、中山町、溝口町、日野町、江府町)

(注) 1 当局の調査結果による。 2 本地図は、国土地理院の白地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>) を当局が加工して作成。 3 本地図は、「地図による小地域分析 (jSTAT MAP)」を利用し、平成12年国勢調査実施日時点の区域に基づいてSS数を集計して作成。 4 本地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではありません。

島根県における給油所の分布状況

SS過疎地の分布

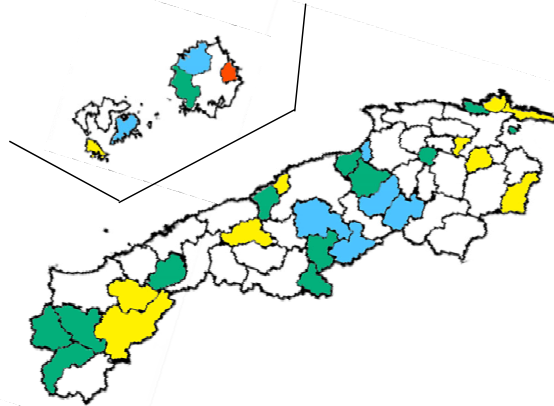
- 島根県の19市町村のうち2町村が「SS過疎地」に該当 (平成31年3月31日時点)



給油所数	該当市町村
0か所	なし
1か所	1 (知夫村)
2か所	なし
3か所	1 (海士町)

当局分析①

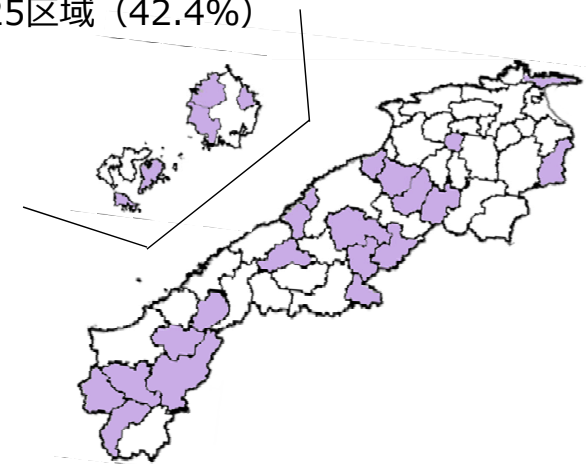
- 島根県において、平成の合併前の市町村区域で給油所数が3か所以下となる区域に該当するのは、59区域中31区域 (52.5%)



給油所数	該当区域 (平成の合併前の市町村名)
0か所	1 (布施村)
1か所	10 (島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、美都町、匹見町、仁摩町、伯太町、桜江町、知夫村)
2か所	13 (鹿島町、八束町、弥栄村、佐田町、多伎町、温泉津町、加茂町、大和村、羽須美村、津和野町、日原町、柿木村、都万村)
3か所	7 (湖陵町、吉田村、掛合町、赤来町、邑智町、五箇村、海士町)

当局分析②

- 島根県において、平成の合併以前の市町村区域で給油所数が3か所以下かつ、過疎去に基づく過疎地域に該当する区域に該当するのは、59区域中25区域 (42.4%)



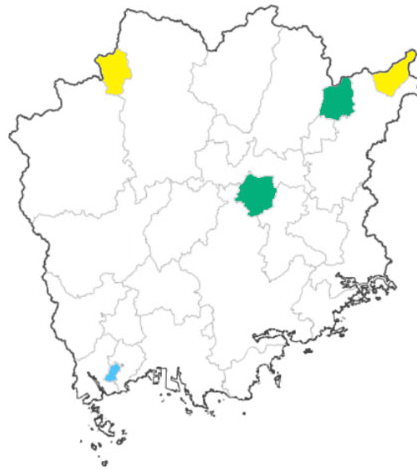
該当区域	該当区域 (平成の合併前の市町村名)
-	25 (美保関町、弥栄村、佐田町、多伎町、美都町、匹見町、仁摩町、温泉津町、伯太町、桜江町、加茂町、吉田村、掛合町、赤来町、大和村、邑智町、羽須美村、津和野町、日原町、柿木村、海士町、知夫村、布施村、都万村、五箇村)

(注) 1 当局の調査結果による。 2 本地図は、国土地理院の白地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>) を当局が加工して作成。 3 本地図は、「地図による小地域分析 (jSTAT MAP)」を利用し、平成12年国勢調査実施日時時点の区域に基づいてSS数を集計して作成。 4 本地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではありません。

岡山県における給油所の分布状況

SS過疎地の分布

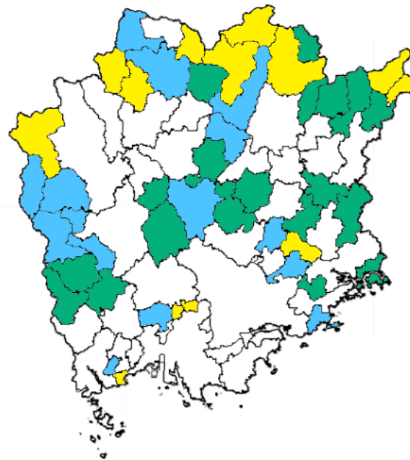
- 岡山県の27市町村のうち5町村が「SS過疎地」に該当
(平成31年3月31日時点)



給油所数	該当市町村
0か所	なし
1か所	2 (新庄村、西粟倉村)
2か所	2 (奈義町、久米南町)
3か所	1 (里庄町)

当局分析①

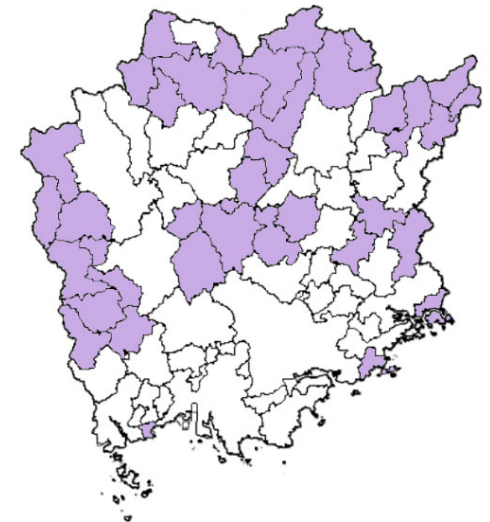
- 岡山県において、平成の合併前の市町村区域で給油所数が3か所以下となる区域に該当するのは、78区域中46区域 (59.0%)



給油所数	該当区域 (平成の合併前の市町村名)
0か所	なし
1か所	13 (加茂町、山手村、清音村、神郷町、熊山町、美甘村、中和村、東粟倉村、寄島町、奥津町、上齋原村、新庄村、西粟倉村)
2か所	19 (建部町、阿波村、勝北町、美星町、芳井町、有漢町、川上町、日生町、吉永町、長船町、英田町、勝田町、大原町、佐伯町、富村、旭町、賀陽町、奈義町、久米南町)
3か所	14 (瀬戸町、真備町、久米町、成羽町、備中町、哲多町、哲西町、牛窓町、赤坂町、湯原町、川上村、鏡野町、加茂川町、里庄町)

当局分析②

- 岡山県において、平成の合併以前の市町村区域で給油所数が3か所以下かつ、過疎去に基づき過疎地域に該当する区域に該当するのは、78区域中37区域 (47.4%)



該当区域	該当区域 (平成の合併前の市町村名)
-	37 (建部町、加茂町、阿波村、久米町、美星町、芳井町、有漢町、川上町、成羽町、備中町、神郷町、哲多町、哲西町、日生町、吉永町、牛窓町、美甘村、中和村、湯原町、川上村、東粟倉村、英田町、勝田町、大原町、寄島町、佐伯町、新庄村、奥津町、上齋原村、富村、鏡野町、奈義町、西粟倉村、久米南町、旭町、賀陽町、加茂川町)

(注) 1 当局の調査結果による。 2 本地図は、国土地理院の白地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>) を当局が加工して作成。 3 本地図は、「地図による小地域分析 (jSTAT MAP)」を利用し、平成12年国勢調査実施日時点の区域に基づいてSS数を集計して作成。 4 本地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではありません。

広島県における給油所の分布状況

SS過疎地の分布

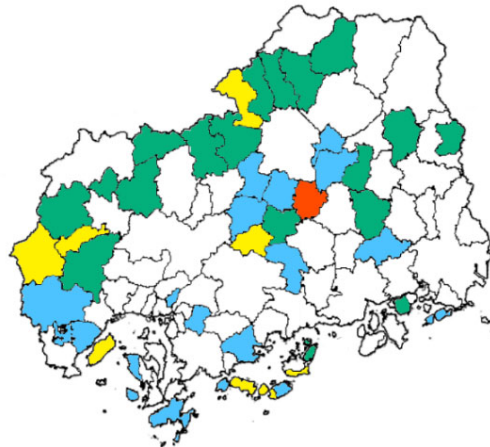
- 広島県の23市町のうち2町が「SS過疎地」に該当
(平成31年3月31日時点)



給油所数	該当市町村
0か所	なし
1か所	なし
2か所	なし
3か所	2 (熊野町、府中町)

当局分析①

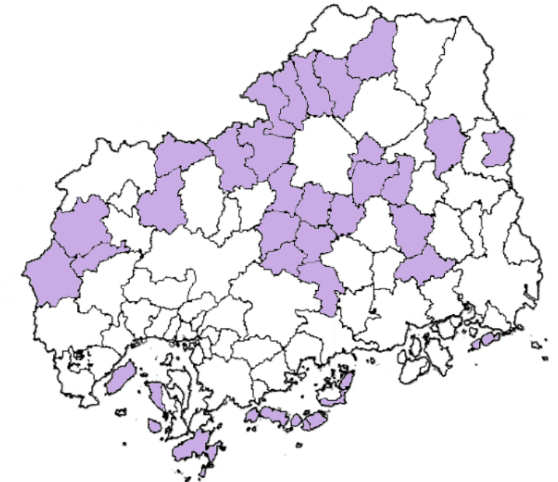
- 広島県において、平成の合併前の市町村区域で給油所数が3か所以下となる区域に該当するのは、86区域中43区域 (50.0%)



給油所数	該当区域 (平成の合併前の市町村名)
0か所	1 (世羅西町)
1か所	8 (蒲刈町、豊浜町、作木村、福富町、吉和村、宮島町、筒賀村、木江町)
2か所	17 (湯来町、向島町、甲奴町、君田村、布野村、口和町、比和町、豊栄町、美土里町、高宮町、戸河内町、大朝町、豊平町、東野町、甲山町、神石町、豊松村)
3か所	17 (倉橋町、下蒲刈町、安浦町、豊町、御調町、内海町、吉舎町、三良坂町、三和町、河内町、大野町、佐伯町、甲田町、向原町、沖美町、府中町、熊野町)

当局分析②

- 広島県において、平成の合併以前の市町村区域で給油所数が3か所以下かつ、過疎法に基づき過疎地域に該当する区域に該当するのは、86区域中36区域 (41.9%)



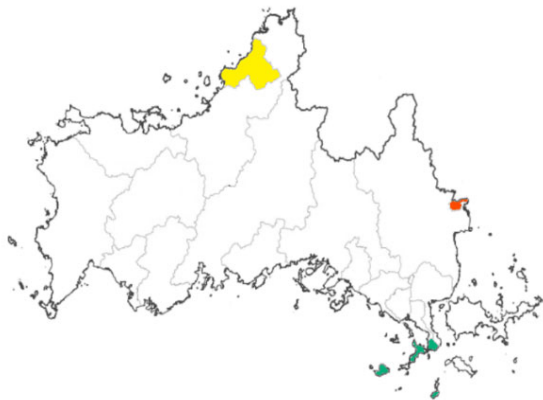
該当区域	該当区域 (平成の合併前の市町村名)
-	36 (下蒲刈町、倉橋町、蒲刈町、豊浜町、豊町、御調町、内海町、作木村、甲奴町、君田村、布野村、吉舎町、三良坂町、三和町、口和町、比和町、福富町、豊栄町、河内町、吉和村、宮島町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町、沖美町、筒賀村、戸河内町、大朝町、豊平町、木江町、東野町、世羅西町、甲山町、神石町、豊松村)

(注) 1 当局の調査結果による。 2 本地図は、国土地理院の白地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>) を当局が加工して作成。 3 本地図は、「地図による小地域分析 (jSTAT MAP)」を利用し、平成12年国勢調査実施日時点の区域に基づいてSS数を集計して作成。 4 本地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではありません。

山口県における給油所の分布状況

SS過疎地の分布

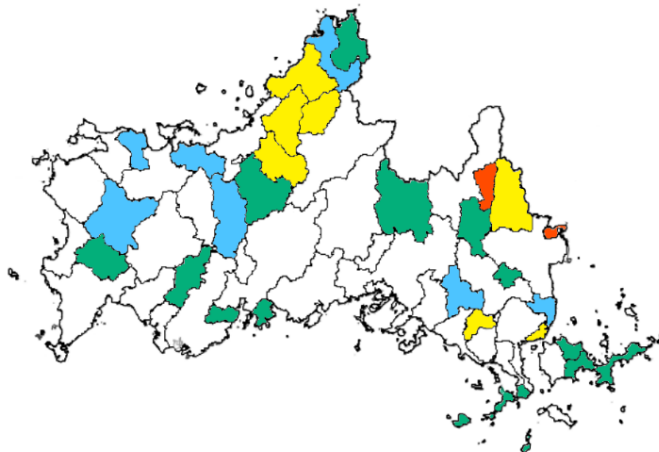
- 山口県の19市町のうち3町が「SS過疎地」に該当
(平成31年3月31日時点)



給油所数	該当市町村
0か所	1 (和木町)
1か所	1 (阿武町)
2か所	1 (上関町)
3か所	なし

当局分析①

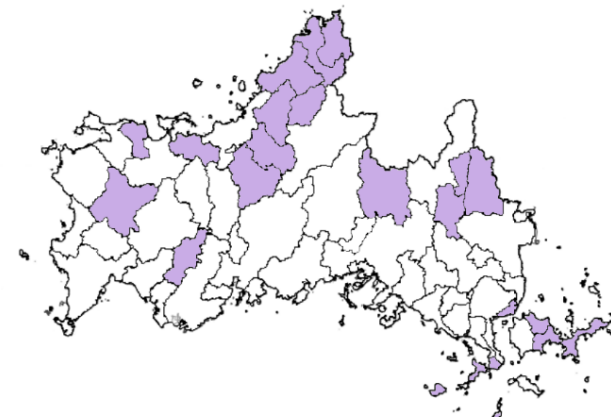
- 山口県において、平成の合併前の市町村区域で給油所数が3か所以下となる区域に該当するのは、56区域中29区域 (51.8%)



給油所数	該当区域 (平成の合併前の市町村名)
0か所	2 (本郷村、和木町)
1か所	7 (川上村、むつみ村、福栄村、美和町、大和町、大畠町、阿武町)
2か所	13 (菊川町、楠町、秋穂町、阿知須町、田万川町、旭村、玖珂町、美川町、鹿野町、久賀町、東和町、橋町、上関町)
3か所	7 (豊田町、須佐町、由宇町、三隅町、美東町、熊毛町、日置町)

当局分析②

- 山口県において、平成の合併以前の市町村区域で給油所数が3か所以下かつ、過疎法に基づき過疎地域に該当する区域に該当するのは、56区域中20区域 (35.7%)



該当区域	該当区域 (平成の合併前の市町村名)
-	20 (豊田町、楠町、川上村、むつみ村、福栄村、田万川町、旭村、須佐町、本郷村、美川町、美和町、三隅町、日置町、大畠町、鹿野町、久賀町、東和町、橋町、上関町、阿武町)

(注) 1 当局の調査結果による。 2 本地図は、国土地理院の白地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>) を当局が加工して作成。 3 本地図は、「地図による小地域分析 (jSTAT MAP)」を利用し、平成12年国勢調査実施日時点の区域に基づいてSS数を集計して作成。 4 本地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではありません。